

2024年7月23日
株式会社 シニアジョブ

報道関係各位

人生100年時代の社労士ニーズ拡大を受け、シニア社労士の人材紹介を開始 シニア専門人材紹介のシニアジョブエージェントが7月19日に取扱職種に社労士を追加

シニア転職支援の(株)シニアジョブ(本社:東京都新宿区/代表取締役 中島康恵/以下、シニアジョブ)は、シニアの社会保険労務士およびその補助業務の人材紹介を正式に開始したことを、2024年7月19日に発表しました。これまで試験的に紹介を行った結果や、別サービスのシニア専門求人メディアで成果が得られたこと、人材紹介先の人事担当などとの接触から労務に関する大きなニーズを感じたことが開始を判断した背景です。

シニアジョブ エージェント

ステップ 1 2 3 4 5 30分

社労士事務所経験を教えてください

経験あり 経験なし

< 戻る 次へすすむ >

最新求人更新日 7月22日

シニアジョブはプライバシーマークを取得しており個人情報を保護しております。

シニアジョブは厚生労働省に許可された、職業紹介事業を運営しています。

© 2023 シニアジョブ co., ltd.

シニア専門人材紹介「シニアジョブエージェント」が2024年7月19日に社労士の紹介を正式開始

■シニアジョブエージェントの社労士・社労士補助の人材紹介サービスの特徴

シニアジョブが運営する人材紹介・人材派遣サービス「シニアジョブエージェント」(<https://senior-job.co.jp/>)は、50歳以上のシニアに特化したサービスで、特に資格を有する専門職のシニアの転職・再就職に強いサービスとして、2016年から提供を続けています。中でも会計事務所(税理士、公認会計士、税理士補助)や弁護士事務所(弁護士、パライーガル)など、いわゆる士業に関する人材紹介では

実績も豊富で、今回 2024 年 7 月 19 日に正式開始した社会保険労務士事務所に向けた社会保険労務士と、社会保険労務士補助の人材紹介も自信を持って提供を進めていきます。

「シニアジョブエージェント」が社労士事務所向け人材紹介を提供するのは、正式には今回が初めてですが、会計事務所、弁護士事務所など他の士業の人材紹介で培ったノウハウがあるほか、シニアの人材紹介を行う中で社労士事務所やその知見との関わりは浅くなく、それらの知見をもとに円滑な支援を提供します。

シニアの就業に当たっては、特定求職者雇用開発助成金などの助成金の対象になる場合があり、シニアジョブも人材紹介がその対象となる雇用関係助成金取扱い職業紹介事業者として登録していることから、社労士事務所との連携の場面を多く経験しています。また、シニアジョブが運営する専門家によるシニアのための Web 情報誌・シニアタイムズ(<https://senior-job.co.jp/magazine/>)では、社労士の監修による労務や助成金等の記事も多く掲載しており、社労士とその補助の業務や求人・転職についての知見を有していることから、自信を持って支援を提供してまいります。

「シニアジョブエージェント」では、Web 上での案内をより適したものと常に改善しており、社労士および社労士補助の専用登録ページ(https://senior-job.co.jp/si_laborer-slp3)についても、5 つのステップのみ、約 1 分程度で登録できるシンプルで簡単な物となっています。

シニア専門人材紹介「シニアジョブエージェント」の社労士専用登録ページはシンプルで約 1 分で登録可能

■シニアジョブエージェントが社労士・社労士補助の紹介開始を決定した背景

社労士および社労士補助業務の職種の取扱を「シニアジョブエージェント」で正式開始する決定を行った背景には、大きく分けて、「シニアジョブエージェント」での試験的な社労士事務所向け紹介や他のサー

ビスでの成果によるニーズの推測と、クライアント等から潜在的な労務ニーズの高まりについての情報収集の2つがあります。

まず、「シニアジョブエージェント」は、会計事務所や弁護士事務所向けの人材紹介に強く、実績が豊富です。これら士業の事務所や法人が、社労士事務所も併設しており、シニア社労士を求めている場合があり、また、シニアの税理士や弁護士の中には社労士資格も併せ持つ人材がいたことから、これまでも試験的に社労士事務所向けに人材紹介を行ったことがあり、そこから社労士事務所の人材ニーズを把握していたことで、今回の職種取扱開始を決定しました。

加えて、別サービスとしてシニア専門求人メディア(求人サイト)「シニアジョブ」(<https://seniorjob.jp/>)を運営しており、ここでの社労士事務所の求人の増加や、2024年に入って以降の内定の増加などが「シニアジョブエージェント」での職種取扱開始の決定材料となりました。

さらに、上述のシニアの雇用に関する助成金についての問い合わせ、代表への取材や寄稿依頼、イベント・セミナー登壇時の質問などにおいて、シニアの就業環境や就業規則など労務に関する問い合わせが増加していることから、今後の日本の高齢化の中で社労士の活躍とニーズが拡大していくことを確信し、社労士事務所を対象としたシニアの人材紹介の開始を決断しました。

■シニアジョブ 代表取締役 中島康恵からのコメント

今回、シニア専門人材紹介・人材派遣の「シニアジョブエージェント」で、社労士と社労士補助の職種の取扱を正式に開始しました。私たちは、働くことを希望するシニアが誰でも転職・再就職できる未来を目指して2016年からシニアの転職支援をしているわけですが、このサービスを始めた当初に比べて、仕事を探すシニアも、シニアを中途採用する企業も本当に増えました。



こうなると、働き方や職場の環境、ルールを、シニアにも適したものへとアップデートすることが求められます。そこで社労士のニーズも拡大し、今後も伸びていくことが予想されます。企業がシニアを採用した際の助成金の申請も、社労士にしか代行できない仕事です。「人生100年時代」は、社労士の活躍の場が拡大する時代と言っても過言ではありません。

そうした社労士や社労士補助の人材紹介を、私たちも全力で進めていきたいと思っています。

■シニア専門人材紹介・人材派遣「シニアジョブエージェント」について

シニアジョブエージェントは、シニアジョブがサービス提供する、50歳以上のシニアに特化した人材紹介・人材派遣のサービスです。

2016年から9年に渡ってサービス提供しており、2024年7月現在、求職者と企業の登録数は、いずれもそれぞれ約9万件となっています。

50代・60代を中心とした主に会計事務所、施工管理、調理師、医師、看護師、医療事務、自動車整備士といった専門職・専門技術者のシニア転職・再就職の支援に強い、お仕事紹介のサービスを、日本全国で提供しています。

社労士・社労士補助のお仕事をお探しのシニアの方や、シニアの採用をお考えの社労士事務所の採用担当者の方は、サイトからご登録・お問い合わせをお願いいたします。

・社労士・社労士補助のお仕事をお探しのシニアの方はこちら https://senior-job.co.jp/si_laborer-slp3

・社労士事務所の採用担当者の方はこちら <https://senior-job.co.jp/client>

【会社概要】

代表：代表取締役 中島 康 恵

本社：東京都新宿区大久保 2 丁目 5-22 セキサクビル 8F

URL：<https://corp.senior-job.co.jp/>

事業内容：シニアの人材ビジネス提供

運営サイト：

シニアジョブ：<https://seniorjob.jp/>

シニアジョブエージェント：<https://senior-job.co.jp/>

シニアタイムズ：<https://senior-job.co.jp/magazine/>

本件に関するお問い合わせ先
株式会社シニアジョブ 広報部 安彦(あびこ)
TEL:080-4107-5851 e-mail:m-abiko@senior-job.co.jp